2　会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

一　機構の役員（監事を除く。）及び職員

二　機構の子法人の取締役、会計参与、執行役、業務を執行する社員、会社法第五百九十八条第一項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者及び使用人

三　その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　会計監査人は、通則法第三十八条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。

一　会計監査人の監査の方法及びその内容

二　財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び第四項において同じ。）が機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項

イ　無限定適正意見　監査の対象となった財務諸表が独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨

ロ　除外事項を付した限定付適正意見　監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況等をすべての重要な点において適正に表示していると認められる旨及びその理由

ハ　不適正意見　監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由

三　前号の意見がないときは、その旨及びその理由

四　追記情報

五　前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告

六　会計監査報告を作成した日

4　前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。

一　正当な理由による会計方針の変更

二　重要な偶発事象

三　重要な後発事象

第十四条（見出しを含む）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改める。

第十五条（見出しを含む）中「第四十八条第一項」を「第四十八条」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（内部組織）

第十五条の二　機構に係る通則法第五十条の六第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該中期目標管理法人の内部組織として主務省令で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として主務大臣が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であって再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。

2　直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織（独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日以後のものに限る。）として主務大臣が定めるものは、職員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百八十九号）第二十七条第六号に規定する職員が就いている官職に相当するものとして主務大臣が定めるものとする。

第十六条「）第五条第二項」を「）第二十一条第二項と」に改め、同条第一項中「第五条第二項に規定する当該」を「第二十一条第一項に規定する」に改める。

第十七条中「独立行政法人国際協力機構法施行令（平成十五年政令第四百九号）」を「独立行政法人国際協力機構法施行令」に改める。

第十八条中「独立行政法人国際協力機構法施行令（平成二十年政令第二百五十八号。以下「施行令」という。）」を「施行令」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日から適用する。

（事業報告書の作成に係る経過措置）

第二条　この省令による改正後の独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令第十一条の二第三項の規定は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行の日（平成二十七年四月一日）以後に開始する事業年度に係る事業報告書から適用する。

○財務省令第十五号

国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和三十一年政令第三百三十七号）第十条第四項の規定に基づき、債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

債権管理事務取扱規則の一部を改正する省令

債権管理事務取扱規則（昭和三十一年大蔵省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

別表第二第一号2負担金の類中「災害等廃棄物処理事業費地方負担金債権」を「災害等廃棄物処理事業費地方負担金債権　原子力損害賠償負担金債権」に改め、同号3納付金の類中「原子力損害賠償支援機構納付金債権」を「原子力損害賠償・廃炉等支援機構納付金債権」に改め、同号4保険料及び掛金の類中「児童手当拠出金債権」を「子ども・子育て拠出金債権」に改め、同号9委任、請負及び寄託等に基づく受託収入の類中「少年院等補導作業費債権」を「少年院等職業指導及び職業補導作業費債権」に改め、同号10貸付金回収金の類中「独立行政法人情報通信研究機構貸付金債権　独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構貸付金債権」を「国立研究開発法人情報通信研究機構貸付金債権」に、「独立行政法人物質・材料研究機構施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人物質・材料研究機構施設整備資金貸付金債権」を「独立行政法人物質・材料研究機構施設整備資金貸付金債権　独立行政法人放射線医学総合研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人放射線医学総合研究所施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金債権」を「独立行政法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人防災科学技術研究所施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備資金貸付金債権」を「独立行政法人宇宙航空研究開発機構施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金債権　独立行政法人農業環境技術研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人農業環境技術研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人森林総合研究所施設整備資金貸付金債権　農林水産業研究センター施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人森林総合研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人農業生物資源研究所施設整備資金貸付金債権　国立研究開発法人国際農林水産業研究センター施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人産業技術総合研究所施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人土木研究所施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人土木研究所施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人建築研究所施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人海上技術安全研究所施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人水産総合研究センター施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人港湾空港技術研究所施設整備資金貸付金債権」に、「独立行政法人国立環境研究所施設整備資金貸付金債権」を「国立研究開発法人国立環境研究所施設整備資金貸付金債権」に改める。